

生徒心得 (改訂 R6.4.1)

1 全般

- (1) よい校風を樹立させるように努力しなければならない。
- (2) 規律を守り、集団の在り方、及び北九州高校生としての自覚と責任を養うこと。

2 礼儀

- (1) 登校、下校の際には、目上の人に対して生徒らしい態度で正しい挨拶をしなければならない。
- (2) 廊下では、他人の迷惑にならないように静粛にすること。
- (3) 丁寧な言葉を使用すること。

3 学習

- (1) 勉学は静粛かつ、明朗でなくてはならない。
- (2) 予習復習を行い、授業中は私語をしてはならない。

4 遅刻、欠席、欠課など

- (1) やむを得ず遅刻欠席欠課をする場合には事前に組担任に相談の後、届出を出し許可を受けなければならない。緊急の場合もすみやかに担任に連絡すること。なお、1週間以上の病欠は、医師の診断書を必要とする（一般的な通院は放課後が原則です）

- (2) 生徒服喪規定 生徒忌引き日数は、下記のを基準とする。

| | |
|-------------|----|
| ア 父 母 | 7日 |
| イ 祖父母 | 3日 |
| ウ 兄弟姉妹 | 3日 |
| エ 曾祖父母、伯叔父母 | 1日 |

- (3) 学校感染症における出席停止について

生徒が学校感染症にかかった場合は、学校での流行を防止する目的で「出席停止措置」がとられます（学校保健安全法施行規則18条）この場合、欠席扱いにはなりません。該当する学校感染症に感染したと疑われる場合は、学校に連絡をして病院を受診してください。

【主な学校感染症の種類】

「インフルエンザ・百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風しん・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・流行性角結膜炎・感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）・その他の感染症」などです。

また、確認のため医師による診断書または投薬の説明書等を、必ず学校に提出してください。出席停止の期間については学校に確認してください。

5 服装・頭髪など

- (1) 10月から5月に実施される式典等では冬服を着用する。

- (2) 服装と規定

<冬服>

男子

- ・本校指定の学生服（学年章）
- ・制服の下は指定のカッターシャツ（指定以外の華美でないもの、襟から出ないものを利用してよいが、上着を脱ぐときは指定のシャツを着用しておくこと。）
- ・ベルト（黒又は焦げ茶）

女子

- ・本校指定の学生服（学年章）
（下着等はブラウスの首下に出ないもの）
（スカート丈は跪いた状態で裾が床に着く状態）
- ・指定のベスト又はセーターを着用してもよい。

<夏服>

男子

- ・本校指定の学生服
- ・ベルト（黒又は焦げ茶）
- ・指定のベストを着用してもよい。

女子

- ・本校指定の学生服
（スカート丈は跪いた状態で裾が床に着く状態）
- ・指定のベストを着用してもよい。

<中間服>

- ・男子は指定の長袖のシャツを着用する。
 - ・女子は指定の冬服ブラウスと、ベスト又はセーターを着用する。
 - ・男女とも中間服の下着は夏服装に準ずる。
- (3) 季節・気温等によって指定のコート、マフラー（徒歩通学者のみ）、ネックウォーマー、女子のストッキングを着用することができる。
- ア マフラー、ネックウォーマーについては、色は華美でない物とし、スヌード等 2 重にして首に巻かなければならない物や 1 重の物でも極端に幅の広い物は禁止。
- イ 指定のコートを持たない自転車通学者は冬季晴天時の通学のみスポーツタイプのウインドブレーカーを着用してもよい。
- ウ 靴は、黒のローファー及び黒、白を基調としたローカットのスニーカーとする。
- エ 靴下は男女とも長さはくるぶしが隠れ、膝下までのものとし、白色または 黒色で左右 ワンポイントまで可とする。

- (4) 化粧（眉書き等も含む）やマニキュア、アクセサリ、色めがね等は禁止とする。
- (5) 特別な事情があり異装するときには、担任を通し生活指導課の許可を得ること。
- (6) 頭髪は男女とも清潔な髪型とし男女とも一切の加工（パーマ、カール、メッシュ、染色、脱色など）をしてはならない。

<男子>

- ・もみあげ（ビン）は、耳の穴より下にならない。
- ・後髪は、普通の状態で襟の下に出ない。
- ・前髪は、まつ毛にかからない。横髪は耳にかからないこと。
- ・リーゼント、左右非対称の髪型等は禁止する。
- ・眉毛は、太さを変えずに整える程度までは許可する。

<女子>

- ・前髪は、まつ毛にかからないこと（かかるときは、必ず黒色のヘアピンで留める）。
- ・後髪は、肩にかからない。肩にかかる長さになると結ぶ。
- ・髪を結ぶ時は、一つ結びか、二つ結びとする。一つ結びは後頭部の中心で結ぶ。ゴムは黒色とする。
- ・三つ編みは良いが、丸めて網等に包んではならない。
- ・眉毛は、太さを変えずに整える程度までは許可する。

6 登下校

- (1) 登下校の際は、交通道德を厳守すること。
- (2) 遅刻しないように早めに登校し、下校時間まで無断で校外に出てはならない。必要があるときは、担任から外出許可書を受けなければならない。

(3) 登校時

ア 徒歩の生徒

- ・正門、東門、役所側門から入り、昇降口に行く。

イ 自転車通学の生徒

- ・東門から入り、指定された場所に駐輪をして昇降口に行く。

ウ 8時10分以後に登校した生徒

- ・自転車通学者は正門、東門、役所側門から入り、指定された場所に駐輪をして昇降口から入り、教室にある遅刻カードに記入後、その時間の担当教員に渡す。
- ・自転車通学者以外の生徒は、正門、東門、役所側門から入り、昇降口から入り、教室にある遅刻カードに記入後、その時間の担当教員に渡す。

エ 休日について

- ・土曜講座（課外）についても、上記の手順をふむこと。
- ・部活動等で登校した生徒は、指定の自転車置き場に置くこと。
(特に体育館、プール、部室等の周りには、自転車を駐輪しない)

(2) 下校時

ア 自転車通学の生徒

- ・東門、役所側門から下校する。

イ 自転車通学者以外の生徒

- ・正門、東門、役所側門から下校する。

(3) 下校時間は、次のように定める。

| | 通 常 (午後まで授業がある日) | そ の 他 (午前授業や休日) |
|-----------------------|---------------------|--------------------|
| 一般生徒 (部活動など不参加の生徒) | 17時00分 | |
| 部活動の生徒 | | |
| 顧問がついていない場合 | 19時00分※ | 16時30分※ |
| 顧問がついている場合 | 20時00分 | 20時00分 |

※代替教師がいることが条件となります。

(4) 居残り学習などで下校時間を超えて活動する場合は、必ず許可を得ること。

(5) 通常登下校時の自家用車での送迎は、学校正門前の通りで乗り降りしてはいけない。

7 スマイル運動（遅刻指導）について

(1) 遅刻回数が各学期5回になると学年主任、担任で保護者召還の指導を行う。

(2) 遅刻回数が各学期10回になると生徒指導主事、担任で保護者召還の指導を行う。

(3) 遅刻回数が各学期15回以上の生徒は、学年主任が学年会議を開き学年全体で指導に当たる。

(4) 突発的な病気で遅刻をした時は、診察料の領収書を提出することで、遅刻指導回数に数えない。(※一般的な通院は、放課後が原則です)

8 自転車通学について

(1) 自転車通学を希望する生徒は、許可申請書を生活指導課に提出する。

(2) 許可された者は、学校の指定のステッカーを購入し自転車の後部の泥よけに貼る。

(3) 許可された者の中で、雨天時に自転車で通学する者は、必ずレインコートの着用を義務づける。

(4) 上記以外の者は、雨天時に自転車を使用してはならない。

(5) 許可された者は、自転車の点検時にステッカー、ライト、ブレーキ、鍵2つ(自転車に取り付けられている物と取り外し式の鎖式鍵又は、U字型鍵)、レインコート(購

- 入者のみ)の点検を受けなければならない。
- (6) 交通法規を遵守すること。
 - (7) 上記の2, 3, 4, 5, 6に違反した者は、一定の期間自転車通学許可の停止(自転車預かり)又は自転車通学許可の取り消しをする。
 - (8) 各家庭において、自転車用の保険に加入すること。(令和2年10月1日より、福岡県では自転車損害賠償保険への加入が義務化されています。)

※道路交通法の一部改正により、令和5年4月までに、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。ヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。

9 通学鞆、所持品

- (1) 必要でないものを、学校に持ってきてはならない。(特に危険物・凶器類)
- (2) 用途不明の多額のお金は持参してはならない。
- (3) 鞆は、男女とも黒色または紺色を基調とし、教材がしっかり入る大きさの丈夫な鞆と、充当のみを入れる鞆及び各部活動で統一している鞆で登校する。極端にアクセサリやお守りやシール等を鞆に着けないこと。
- (4) 身分証明書として生徒証は、必ず所持しておくこと。

10 携帯電話・スマートフォンについて

- (1) 携帯電話・スマートフォンについては、「校内持込申請書」を提出し指導を受けた者のみ校内への持込を許可する。許可なく所持しているなどの違反があった場合には、当日に保護者へ直接返却することを原則とする。
- (2) 校内での使用は原則、禁止とする。登校時、学校敷地内に入る前に電源を切り、カバンに収納して校内では扱わない。下校時に電源を入れる必要があるときは学校敷地外に出してからカバンより取り出して行う。
- (3) 機器等については自己管理を原則とし、機器の損傷、紛失については学校は責任を持たない。
- (4) 学校で着信音等が鳴るなど違反があり該当者が正直に申し出ない場合は、荷物検査等を実施する場合がある。なお、検査時に該当者以外の違反が判明した場合も指導の対象になる。
- (5) 学校外においても、歩きながらの使用や自転車乗車中の使用(イヤホンで音楽を聴くことなども含む)などの危険な行為は絶対にしない。違反の場合には指導の対象となる場合もある。また、公共の場における使用のマナーも厳守すること。
- (6) SNS等における誹謗中傷やいじめと認知される行為や校内で画像や動画を撮影し許可なくネット上に公開するなどの行為があった場合には、状況等を十分に把握した上で指導の対象とする場合もある。

11 自動販売機・食堂の利用について

(1) 飲料は指定された場所で飲むようにする。特に飲み歩きは、絶対にしない。

| 種 類 | ゴミの処理 | 飲 む 場 所 |
|--------|--------------------------|--------------------|
| ペットボトル | ・設置したペットボトル用 ゴミ箱に捨てる。 | ・自動販売機前、中庭の ベンチ |
| 紙パック | ・ゴミ箱にパックをつぶし て捨てる。 | ・食堂内 ・教室内 |

(2) 食堂の美化に努める。(特に食器の後かたづけ等)

(3) 指定された時間以外は、使用しない。(特に授業に遅れないようにする)

(4) お茶だけを飲みに来たり、箸を借りに来たりは禁止する。

(5) 教室では、紙パック、ペットボトルを机上、窓枠、ロッカー等に置かない。
飲み残した物はサブパックに入れる。

※利用上の注意事項として守れなければ、販売を停止する。

12 昇降口の利用について

(1) 登下校時は、必ず昇降口を利用すること。

(2) 下足ロッカー前の緑色マットの上では、一切の履き物は使用できない。

(3) 下足ロッカーには、通学靴、グランドシューズ、スリッパを置く。それ以外の体育館シューズ、部活動のシューズなどは、置くことができない。

※特に教科書類は、絶対に置かない。

13 厳禁するもの

(1) 自動二輪車及び原付自転車については、免許を取得しない、買わない、乗らない
(三ない運動) を厳守すること。

(2) 暴力、脅迫、いじめなどの行為をしてはならない。

(3) 飲酒、喫煙をしてはならない。

(4) 破廉恥行為をしてはならない、

(5) 麻薬、大麻、睡眠薬(医者が必要と認めないもの) などを使用してはならない。

(6) パチンコなどのギャンブル遊技場への出入りをしてはならない。

(7) 酒の提供を主とする飲食店等への出入りは禁止する。

(8) 生徒同士の外泊、保護者の許可のない外泊、夜間の男女の外出などはしないこと。

(9) 21時以後は生徒同士での外出してはならない。

14 許可を必要とするもの

(1) 生徒はみだりに物品の販売、または寄付などを行ってはならない。特に必要がある場合は、学校の許可を得なければならない。

(2) 個人で旅行をする場合(学割の申請)は、組主任の許可を得なければならない。

(3) アルバイトは原則として禁止する。但し、家庭の事情でやむを得ない場合は、組担任を通じ学年会議を経て、生活指導課に届けなければならない。

・3年生の3学期については別に学年より指示する。

15 懲戒規定

(1) 高等学校において行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

(福岡県立高等学校学則 第八章 第二十二条)

(2) 懲戒施行要領

ア 訓告は、校長訓告と生徒指導主事訓告とする。訓告は、すべて保護者が同席すること。

<内容>

深夜徘徊（22時以後の保護者同伴でなく、正当な理由のないもの）、喧嘩、その他
イ 停学の処分の申し渡し及び解除は、すべて保護者が同席すること。

<内容>

喫煙（同席、タバコ、ライター、マッチ、喫煙用具等の所持）、飲酒及び生徒のみで酒の提供を主とする飲食店への立ち入り、不健全娯楽場立ち入り、不正行為、暴力行為、いじめ行為、万引き、窃盗、無断免許取得、無断アルバイト、怠学、教職員に対する暴言、指導拒否 その他

ウ 退学は次の事項に該当する者に対して学校長が定める。

- ・ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ・ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ・ 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- ・ 高等学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者
（福岡県立高等学校学則 第八章 第二十三条）

16 その他

- （1）授業料などの公金は、必ず期日までに納入しなければならない。
- （2）有権者となった生徒が選挙運動を行う場合は、保護者の了解と責任において行うものとする。学校の敷地内での選挙運動や政治活動は禁止とする。学校の敷地外における選挙運動についても、暴力的なものや危険を伴うもの、学業への著しい障害とならないようにする。